

行政制度調整方針案総括表

1. 各種事務事業以外の行政制度

(1) 新潟市・巻町合併問題協議会で合意した調整方針を変更するものは以下のとおり。

項 目	変更内容
一部事務組合等の取扱いのうち ・ 西蒲原郡予防接種 健康被害調査委員会	平成 17 年 3 月 20 日に解散するとの議決がされたため、協議項目とせず、解散予定について参考表示する。 【参考表示】 変更前 「巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。」 変更後 「(平成 17 年 3 月 20 日の終了をもって解散の予定)」
使用料・手数料の取扱いのうち ・ プール使用料	巻町で、平成 17 年 3 月 31 日をもって、社会体育施設から削除するとの条例改正がされ、巻町内に対象施設がなくなるため、協議項目から削除する。
地域審議会の取扱い	【調整方針案】 変更前 「合併特例法に規定する地域審議会を巻町に設置する。」 変更後 具体的な内容とする。

(2) (1)及び「合併の期日」、「巻町立病院の取扱い」以外は、新潟市・巻町合併問題協議会で合意した調整方針に変更なし。

2. 各種事務事業

(1) 新潟市・巻町合併問題協議会で合意した調整方針を変更するものは以下のとおり。

項 目	変更内容
工場建設促進助成事業	<p>制度記載漏れのため。</p> <p>【調整方針案】</p> <p>変更前 (巻町) 「新潟市の制度を適用する。」</p> <p>変更後 (巻町) 「新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。」</p>
下水道受益者負担金の状況	<p>新潟市で分担金条例を制定し、平成 17 年 3 月 21 日施行となるため。</p> <p>【調整方針案】</p> <p>変更前 (新潟市) 「合併までに、下水道受益者分担金制度の制定に向け検討する。」</p> <p>変更後 (新潟市) 空 欄</p>

(2) (1)以外は、新潟市・巻町合併問題協議会で合意した調整方針に変更なし。